自治労福島県本部救援規程

- 第1条 この規程は、自治労県本部規約第3条の 趣旨にもとづき、県本部組合員、書記が自治労 本部救援規程を適用する場合並びに独自に救援 をしようとする場合について定めるものとする。
- 第2条 救援は組合機関の決定にもとづく労働運動 に起因して次の各号による犠牲を被ったときに適 用する。
- (1) 死亡救援
- (2) 傷病救援
- (3) 弹圧救援
- (4) 処分救援
- (5) 賃金救援
- (6) 退職救援
- (7) 補装具救援
- (8) 自動車事故救援
- (9) その他救援

ただし犠牲が、自動車等(原付2輪を含む。)を 自ら運転又は同乗中に発生した場合には別表18に定 める基準により審査する。

- 第3条 規程にいう用語の定義は、つぎのとおり とする。
- (1) 第1条にいう組合員、書記とは規約第4条の労働 組合を構成する組合員をいう。
- (2) 第2条にいう組合機関決定とは、県本部規約第9条に定められた機関(但し補助機関を除く。)の決定をいい、この決定にもとづく単組機関決定も含まれる。
- (3) 決定にもとづく労働運動とは、前号の決定 による指令、指示、通達により行われる行為の 総称である。

但し、その行為が理事者側で給与を支払うべき 対象となるもの及び明らかに私的行為であると認 められるものは除かれる。

(4) 給与とは、救援適用の日に理事者並びに労働組合(他団体を除く。)から受ける本人の本俸、 技養手当、暫定手当、期末・勤勉手当、寒冷地手当、通勤手当の合計額をいう。

但し、救援適用後に給与改定及び当該人が

- 犠牲を被らなかったときに受けるべき昇給等が行われるとみなされる客観的な事情が判明した場合、事業の適用は改定並びに昇給等にもとづき適用する。
- (5) 遺族とは本人と生計を維持していたものを いい受給する順位は配偶者(内縁関係を含む。)、 子、父母、孫、兄弟姉妹の順とする。 該当者がいないときは実情による。
- 第4条 救援の決定は、大会又は中央委員会が行 う。
- (1) 救援を受ける起算日は原則として救援事由 の発生日とする。
- (2) 決定は書面をもって行う。
- (3) 決定書は補償金をそろえ受給者に渡したときに完了する。
- (4) 被救援者は県本部の指示により任務を遂行 しなければならない。指示に従わず、又組合 の意思に相反する行為が確認された場合は救 援は一切を打ち切ること及び補償金の全部又 は一部を返還されることができる。
- 第5条 救援方法は別表のとおりとする。

ただし、第2条第1項にかかる場合は別表1、別表4、別表5、別表6、別表7及び別表8による。同条第2項にかかる場合は別表2、別表4、別表8、別表9、別表10及び別表17による。同条第3項にかかる場合は別表11による。同条第4項にかかる場合は別表12による。同条第5項にかかる場合は別表13による。同条第6項にかかる場合は別表3、別表14及び別表15による。同条第7項にかかる場合は別表16による。

第6条 前条による救援が社会通念上著しく公平を 欠く場合は、中央委員会が大会又は中央委員会の 承認を得て変更することができる。又、救援決定 に異議のある場合は異議の理由を明示して30日以 内に救援委員会に再審議を求めることができる。

第7条 この規程を運用するため、県本部に救援

委員会を設ける。

中央執行委員会は救援事由が生じたときは直ちに救援委員会を招集しなければならない。 救援委員会は、中央執行委員会より2名ならびに 県職総支部、県北総支部、県南総支部、会津総支 部および浜総支部からの代表者をもって構成する。 委員長は委員の互選により選出する。

委員会は構成人員3分の2以上の委員出席で成立 し、救援適用の決定は出席委員の5分の4以上の 賛成を要する。

救援委員会は救援申請の受理、審査並びに調査を行い、本規程にもとづく救援の可否、程度を決定し、中央執行委員会に報告し、大会又は中央委員会で承認を求める。

- 第8条 この規程の収支は県本部の特別会計とし、 資金は自治労本部救援資金及び県本部救援費(組 合費)の徴収する資金でまかなう。また資金は原 則として労働金庫に保管し、会計処理は救援会計、 休職補償会計で処理する。
- 第9条 自治労本部救援に定める救援と同種類の救援で且つ本規程による補償が優位ある場合は、本部救援規程にかかわらず救援補償金の受給権を、大会又は中央委員会が有する。

- 第10条 第2条第9項による、その他救援の適用は中央執行委員会が決定する。
- 第11条 第2条第1項から第9項以外の救援申請 については、本部救援規程を準用する。
- 第12条 この規程の改廃は大会又は中央委員会で定める。

付 則

- 1. この規程は1967年12月10日より施行し1967年9 月3日より適用する。
- 2、 この規程にもとづく手続きの様式は中央執行 委員長が定める。
- 3. この規程の運用上疑義がある場合は本部救援規程を準用し、大会又は中央委員会が決定する。
- 4. この改正規程は1973年12月8日より施行し、 同日より適用する。
- 5. この改定規程は1979年1月30日より施行し、 1978年10月7日より遡及適用する。
- 6. この改正規程は1992年11月1日より適用する。
- 7. この規程は2010年2月12日より施行する。